

「グループホーム高江の里」 重要事項説明書・入居契約書・個人情報に関する同意書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(大分市指定 第 4490100767 号)

事業所は、ご契約者に対して（短期利用）認知症対応型共同生活介護、（短期利用）介護予防認知症対応型共同生活介護を提供します。

事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

◆◆目次◆◆

1. 事業所経営法人
2. ご利用事業所
3. 居室の概要
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 入居中の医療の提供について
7. 入退居に当たっての留意事項
8. 事業所を退居していただく場合（契約の終了について）
9. 緊急時の対応について
10. 残置物引取人
11. 苦情の受付について
12. 重要事項説明書付属文書

入居年月日	年	月	日
契約者氏名			様
説明者	(職名)	(氏名)	

社会福祉法人 龍和会

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 龍和会
- (2) 所在地 大分県大分市大字中判田 1342 番地の 3
- (3) 電話・FAX 電話：097-548-8201 FAX：097-597-6677
- (4) 代表者氏名 理事長 衛藤 龍
- (5) 設立年月日 平成17年7月8日

2. ご利用施設

事業所の名称	グループホーム高江の里
介護保険指定事業所番号	平成30年4月1日指定大分市4490100767号
事業の目的	社会福祉法人龍和会が開設するグループホーム高江の里が行う（介護予防）認知症対応型共同生活介護の適正な運営を確保する為に人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護・要支援2の状態にある高齢者に対し、適切な指定事業を提供することを目的とする。
事業所の所在地	〒870-1113 大分県大分市大字中判田 1342 番地の 3
電話・FAX	電話：097-548-8201 FAX：097-597-6677
責任者	宮崎 眞光
運営方針	認知症対応型共同生活介護サービスを提供し明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。又、入居者の自立を支援し、生活の向上に資するサービスを提供、入居者の意欲を高めるような適切な働きかけ、入居者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行っていきます。
開設年月日	平成30年4月1日
利用定員	18名（短期利用認知症対応型共同生活介護利用の場合は3名）

3. 居室等の概要

居室・設備の種類	数	備考
ユニット型個室	18	9名×2ユニット
共同生活室	2	
浴室	2	
台所	2	
トイレ	6	

※居室の変更について

入居者から居室変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定いたします。また、入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入居者やご家族と協議の上で決定いたします。

4. 職員の配置状況・主な職種の勤務体制

職 種	指定基準	配置状況	勤務体制	
管理者	2名	2名	8:30~17:30	
計画作成担当者	2名	2名	8:30~17:30	
介護職員	6名	12名以上	日勤	6:50~22:00
			夜勤	21:50~7:00

※窓口業務は上記の時間帯となっております。ご用のある方、お電話等は業務時間内
 お願いいたします。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では入居者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険の対象となる場合
- (2) 利用料金の全額を入居者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き通常9割、8割、7割が介護保険から給付されます。

食事	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業所では管理栄養士が作成した献立表により、栄養並びに入居者の身体 の状況及び嗜好を配慮した食事を提供します。 ・入居者の自立支援のため、離床して食堂で食事をとっていただきますが身体 の状況によっては居室で食事をとっていただく場合があります。 ・食事を一人で食べられない方には食事介助をいたします。
清潔	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことが出来るよう、 入浴の機会を提供します。身体の状態により入浴ができない場合は、体調に応 じて清拭を行います。 ・洗身、洗髪ができない方には職員が介助し、口腔衛生の介助も行います。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるように援助します。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・介助が必要な入居者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やオムツ交換を 行います。 ・入居者の排泄リズムを把握した上で、適切な排泄の支援を行います。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為、出来ることは可能な限り 自分で行えるよう、安全を確保しつつ動作支援を行います。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日健康チェックを行い、健康管理と異常の早期発見に努めます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の入浴、排泄、食事及びその他の家事は原則として入居者と介護従事者 が共同で行うよう努めます。 ・入居者の趣味又は趣向に応じた活動の機会を提供します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者、家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。 ・常に入居者の心身の状況や、置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者、家族に対して、その相談に応じると共に、必要な支援を行います。 ・常に家族と連携を図り、入居者・家族との交流の機会を確保します。
--	--

【サービス利用料金】

① 介護保険給付サービス利用料金

【(介護予防) 認知症対応型共同生活介護費】

	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用料金	7,490	7,530	7,880	8,120	8,280	8,450
自己負担 (1割)	749	753	788	812	828	845
自己負担 (2割)	1,498	1,506	1,576	1,624	1,656	1,690
自己負担 (3割)	2,247	2,259	2,364	2,436	2,484	2,535

【(介護予防) 短期利用認知症対応型共同生活介護費】

	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用料金	7,770	7,810	8,170	8,410	8,580	8,740
自己負担 (1割)	777	781	817	841	858	874
自己負担 (2割)	1,544	1,562	1,634	1,682	1,716	1,748
自己負担 (3割)	2,331	2,343	2,451	2,523	2,574	2,622

② その他加算

1日あたりの各種加算は以下のとおりです。

全入居者対象の加算

項 目	利用料金	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
サービス提供体制強化加算 (I) イ	220	22	44	66
医療連携体制加算 (I) ハ	370	37	74	111
科学的介護推進体制加算	月 400	月 40	月 80	月 120
協力医療機関連携加算 (短期利用・介護予防除く)	月 1,000	月 100	月 200	月 300
認知症チームケア推進加算	月 1,200	月 120	月 240	月 360
生産性向上推進体制加算 (II)	月 100	月 10	月 20	月 30
介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数 × 18.6% (R6.6.1以降)			

対象者のみの加算

項 目	利用料金	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
初期加算	300	30	60	90
入院時費用	2,460	246	492	738
口腔・栄養スクリーニング加算(6ヶ月に1回)	200/月	20/月	40/月	60/月
新興感染症等施設療養費(5日を限度)	2,400	240	480	720
退居時情報提供加算(1人につき1回)	2,500	250	500	750
看取り介護加算(死亡日以前31~45日)	720	72	144	216
看取り介護加算(死亡日以前4日~30日)	1,440	144	288	432
看取り介護加算(死亡日前日、前々日)	6,800	680	1,360	2,040
看取り介護加算(死亡日)	12,800	1,280	2,560	3,840

※ 入居者が要介護認定を受けていない場合は、利用料金の全額を一旦お支払いいただく場合があります。

※ 介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて入居者の負担額を変更いたします。

(2) 介護保険給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が入居者の負担となります。

居住費	50,000円/月 (月途中の入退居、 短期利用認知症対応型共同生活介護の場合1,600円/日) ※入院された場合は、通常の料金を頂きます。ただし(介護予防)短期利用 認知症対応型共同生活介護の利用があった場合は、その期間の居室料は ショートステイご利用者のご負担となります。
食費	朝食：405円 昼食：520円 夕食：520円
水道光熱費	8,000円/月 (月途中の入退居、入退院、 短期利用認知症対応型共同生活介護の場合、260円/日)
おやつ代	60円/日
理美容	・ご希望の方は、月に1度の訪問理美容が利用できます。料金表に応じた実 費をご負担いただきます。
日常生活上必要 となる諸費用実 費	・日常生活品の購入代金等、入居者の日常生活に要する費用で以下のもの は、入居者ご負担いただきます。 ①レクリエーション活動等で個人的に材料として購入するもの。 ②電気代として、お持込みの電化製品1台につき1日50円ご負担 頂きます。 ③日常生活用品の購入代金等、入居者の日常生活に要する費用
領収書の再発行	・領収書の再発行は、1ヶ月分につき200円のご負担を頂きます。

複写物	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者は、サービス提供について、所定の手続き後に閲覧することができませんが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 ・利用料金：1枚につき10円
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者が退居していただく場合にもかかわらず、居室を明け渡さない場合等に本来の退居していただく日から現実に居室が明け渡される日までの期間に係る料金。 ①入居者の要介護度に応じた介護報酬の全額 ②入居者が要介護認定で自立と判定された場合は直近の要介護度に応じた介護報酬の全額

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し毎月8日に前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払いください。なお、支払いの方法は銀行口座振替(毎月20日引き落とし日、手数料は当事業所負担)となっております。入居者又はご家族から入居者の支払いを受けた場合は、入居者及びご家族が指定する送付先に対して領収書を送付します。

※金銭の取り扱いは平日、8:30~17:30のみとなります

6. 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記医療機関と協力医療機関契約を結んでおりますので、診療や入院治療を受けることができます。但し、下記医療機関の専門外及び緊急を要する場合にはこの限りではありません。(介護予防)短期利用認知症対応型共同生活介護をご利用の方は、主治医への受診をお願いします。その際には、必ずご家族様の付き添いをお願い致します。

《協力医療機関》

名 称	住 所	電話番号
医療法人社団親和会 えとう内科病院	大分市中判田 1428 番地 1	097-597-6150
医療法人社団親和会 衛藤病院	大分市上判田 3433 番地	097-597-0093
大分市医師会立 アルメイダ病院	大分市大字宮崎 1509-2	097-569-3121
なないろ歯科	大分市中戸次 5111-9	097-548-8241

※受診につきましては、ご家族様にご相談し、ご協力をお願いする場合がございます。

7. 入退居にあたっての留意事項

- | |
|---|
| ①指定事業所は、要介護者・要支援者2であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者であり、次のいずれかに該当する場合は対象から除かれます。 <ul style="list-style-type: none">・認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う場合・認知症の症状に伴う著しい行動異常がある場合・認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合 |
| ②入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。 |
| ③利用者が入院治療を要する者であること等サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な介護保険施設及び、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。 |

8. 事業所を退居していただく場合（契約の終了について）

ご契約者は、以下のような事由がない限り継続してサービスを受けることができますが、下記の事項に該当するに至った場合には、当施設との契約を終了し、入居者に退居していただくこととなります。

- | |
|---|
| ① 介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援1と判定された場合 |
| ② 事業者が解散・破産・やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合 |
| ③ 事業所の滅失や重大な損失により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合 |
| ④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は辞退した場合 |
| ⑤ 入居者が他の介護保険施設等へ入所することが決定し、その施設の側で受け入れが可能となった場合 |
| ⑥ 入居者から退居の申し出があった場合（下記参照） |
| ⑦ 事業者から退居の申し出があった場合（下記参照） |

（1）入居者からの申し出により退居する場合（中途解約・契約解除）

- | |
|--|
| ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金に同意できない場合 |
| ② 入居者が入院された場合 |
| ③ 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める生活介護サービスを実施しない場合 |
| ④ 事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合 |
| ⑤ 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 |
| ⑥ 他の入居者をご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には当施設から退居していただくことがあります。

⑦ 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または、不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
⑧ 入居者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
⑨ 入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
⑩ 入居者の行動が他の入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断した場合
⑪ 入居者に医療機関への入院の必要性が生じた場合

(3) 入居中に医療機関への入院の必要性が生じた場合の対応は以下の通りです。

① 検査入院等、3ヶ月以内に退院が見込まれる場合

退院後再び当事業所に入居できます。

但し、入院期間中であっても所定の利用料金をご負担いただきます。

② 入居者に医療行為が必要となった場合、または長期の入院治療を必要とする場合

入居者及びご家族と協議したうえで、契約を解除することがあります。

この場合には、事業所を退居していただくこととなりますが、退居にあたって必要な援助をさせていただきます。

(4) 円滑な退居のための援助

入居者が当事業所を退居する場合は、入居者の希望により事業者はご入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を入居者に対して速やかに行います。

- ① 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者の紹介
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

9. 緊急時における対応方法について

入居者へのサービス提供時において、入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には速やかに主治医、入居者及び代理人が指定する者に対し連絡を行う等必要な処置を講じます。

当事業所は、入居者に対し受診が必要と認める場合、協力医療機関での診療を依頼することがあります。

当事業所は、入居者に対し、介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者及び代理人が指定するものに対し、連絡を行うと共に必要な措置を講じます。

10. 残置物引取人

退居された後、当事業所に残された入居者の所持品（残置物）を入居者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当事業所は「残置物引取人」に連絡の上、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、入居者または残置物引取人にご負担いただきます。また、残置物引取人は代理人がこれにあたります。

11. 苦情の受付

当事業所における苦情・要望・ご相談は以下の窓口で受け付けます。

事業所の窓口	担当者 山村 幸美 薬師寺 里佳 受付時間 8：30～17：30 電話番号 548-8201
大分市役所長寿福祉課	所在地 大分市荷揚町2-31第2庁舎2階 電話番号 097-534-6111 受付時間 8：30～17：15
大分県国民健康保険団体連合会	所在地 大分市大手町2-3-12 5階 電話番号 097-534-8470 受付時間 9：00～17：00
大分県社会福祉協議会	所在地 大分市大津町2-4-41 2階 電話番号 097-558-0300 受付時間 9：00～17：00

重要事項説明書付属文書

1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階

(2) 建物の延べ床面積 4545.48㎡

(3) 併設施設

寿志の里指定短期入所生活介護事業所	平成18年4月1日指定 大分市4470104219号
寿志の里指定通所介護事業所	平成18年4月3日指定 大分市4470104193号
寿志の里地域密着型介護福祉施設	平成24年3月1日指定 大分市4490100437号

(4) 事業所の周辺環境

美しい豊かな緑に、恵まれた立地環境。また、近隣他施設による医療・福祉・保健の連携の中で入居者の健康増進、安心した生活の実現が目指せます。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

管理者	1. 従業者及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。 2. 従業者に、法令において規定されている（介護予防）認知症対応型共同生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。
計画作成担当者	1. 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2. 入居者や家族へ介護サービスの内容を説明し同意を得ると共に介護計画に沿ったサービス提供がなされているか、継続的に確認します。
介護職員	入居者に対し必要な介護及び世話、支援を行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

○入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後に作成する「(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画」に定めます。

「(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画」の作成及び変更は次の通り行います。

①当事業所の計画作成担当者に(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



②その担当者は介護計画の原案について、入居者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定いたします。



③介護計画が変更された場合、もしくは入居者及びその家族等の必要に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、入居者及びその家族等と協議して、介護計画を変更します。



④介護計画が変更された場合には、入居者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

※(介護予防)短期利用認知症対応型共同生活介護計画は居宅介護支援事業所(介護支援専門員)の居宅サービス計画に沿って作成をします

4. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、入居者に対してサービスを提供するにあたり下記のことを遵守します。

- (1) 入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- (2) 入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、協力医療機関と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認のうえでサービスを提供します。
- (3) 入居者が受けている要介護認定有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請に必要な援助を行います。
- (4) 記録について
入居者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、入居者又は代理人の請求に応じ所定の手続き後に閲覧でき、複写物を交付します。
- (5) 非常災害対策について
消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、

また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。消防計画に基づき月1回、定期的に避難・救出・その他の訓練を行います。

5. 施設利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、事業所に入居されている入居者の共同生活の場としての快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

持ち込み品の制限	利用にあたり、持ち込み品は事前にご相談ください。なお、以下のものは原則として持ち込むことができません。 ①ペット等動物類、危険物（刃物、カッター等）とみなされる物等 ②利用者個人で状態が異なりますので、無断で食べ物等を配らないようお願い致します。
面会	面会時間は8:30～19:30となります。
食事	食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。
施設・設備上の使用上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。 ・故意に施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、入居者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。 ・入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められた場合には、入居者の居室に立ち入り必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合にはご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。 ・当事業所の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
喫煙・飲酒	施設内では、禁煙、禁酒となっております。

6. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により入居者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

但し、その損害の発生については、入居者にも故意又は重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7. 身体拘束について

事業所は、原則として入居者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行うことがあります。事業所は、前項のような緊急やむを得ない場合は、直ちに家族へ連絡をすると共に、身体拘束の同意を求めるとします。

8. 秘密の保持

事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得た入居者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。

ただし、入居者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に入居者の心身等の情報を提供します。サービス担当者会議等において、入居者及びご家族の個人情報を居宅介護支援事業者等に必要に応じて提供します。

また、秘密保持に関しては社会福祉法人龍和会個人情報保護規定に定めます。

介護・診療情報の提供および個人情報の保護に関するお知らせ

当施設は、利用者の皆様への説明と納得に基づくサービス提供＝インフォームド・コンセント＝および個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

◆介護・診療情報の提供

ご自身の病状やケアについて質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく、直接看護職員または生活相談員に質問し、説明を受けてください。この場合には、特別の手続きは必要ありません。

◆介護・診療情報の開示

ご自身の介護・診療記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく、「相談窓口」に開示をお申し出ください。所定の手続き後、開示いたします。その際、開示・謄写に必要な実費をいただきますので、ご了承ください。

◆個人情報の内容訂正・利用停止

個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を識別できる情報を言います。

当施設が保有する個人情報（介護記録等）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。職員にお申し出ください。調査の上、対応いたします。

◆個人情報の利用目的

個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。

サービス提供のために利用する他、施設運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携等のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。詳細は別表に記載します。

◆ご希望の確認と変更

入所予定の変更、介護給付・保険証等の確認等、緊急性を認めた内容について、利用者ご本人に連絡する場合があります。ただし、事前に受付までお申し出があった場合は、連絡いたしません。

居室における氏名の掲示を望まない場合には、お申し出下さい。

ただし、事故防止・安全確保のためには、氏名の掲示が望ましいです。

電話あるいは面会者からの、部屋番号等の問い合わせへの回答を望まない場合には、お申し出下さい。

一度出されたご希望を、いつでも変更することが可能です。お気軽にお申し出下さい。

◆相談窓口

ご質問やご相談は、各部署責任者または以下の個人情報保護相談窓口をご利用下さい。

個人情報保護相談窓口（事務室内設置の相談窓口）

令和2年4月1日
管理者 宮崎 眞光

別表：通常の業務で想定される個人情報の利用目的

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔当施設内部での利用〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち、
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －質向上・安全確保・事故あるいは未然防止等の分析・報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち、
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
 - －他の医療機関等からの照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託・その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち、
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関又は保険者へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- ・第三者機関への質向上・安全確保・医療事故対応・未然防止等のための報告

【上記以外の利用目的】

〔当施設での利用〕

- ・当施設の管理運営業務のうち、
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －看護職員・介護職員等の教育・研修
 - －満足度調査や業務改善のためのアンケート調査

〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕

- ・当施設の管理運営業務のうち、
 - －外部監査機関への情報提供
- －当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答

グループホームにおける重度化対応に関する指針

1、当ホームにおける重度化対応に関する考え方

重度化された場合の対応にあたっては、介護方法、治療等についてご本人の意思並びにご家族の意向を最大限に尊重して行わなければなりません。対応する上で、利用者と事業者の間で話し合いを行い、相互に同意された内容については確認を取りながら、多職種協働によりご本人及びそのご家族への継続的支援を図ります。

また、重度化された場合における対応に定められた内容を遂行するため、医療機関等との連携及びチームケアを推進することにより取り組みを行います。

- (1) 環境の変化の影響を受けやすい利用者が、「その人らしい」生活を送ることができるように「生活の質」の向上に努めます。
- (2) できる限り当施設において生活が継続できるように日常的に健康管理に留意し、万が一医療ニーズが発生した場合には適切な対応がとれるように医療との連携を図ります。

* やむを得ず、当施設での生活の継続が困難となった場合は、ご本人・ご家族への説明・同意を得て、次の生活拠点の確保とスムーズな拠点移動ができるよう配慮します。

2、重度化対応の体制

(1) 医療との連携体制

重度化に伴う医療ニーズに応えるため、協力医療機関とともに、即応できる連携体制を確保します。

① 看護職員の体制

えとう内科病院外来看護師と医療連携を行います。内容は利用者に対する日常的な健康管理、通常時および急性期における医療機関等との連絡・調整、また、施設職員への助言、指示等です。

② 急性期における医師や医療機関との連携体制

協力医療機関の確保および、24時間の体制により連携体制が取れています。

協力医療機関

名称	住所	電話番号
えとう内科病院	大分市中判田 1428 番地 1	097-597-6150
衛藤病院	大分市上判田 3433 番地	097-597-0093
大分市医師会立アルメイダ病院	大分市大字宮崎 1509-2	097-569-3121

(2) 多職種協働によるチームケアの体制

各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

③ 重度化に伴うケアプランの作成

重度化しても「その人らしい」生活を送ることができるように、生活支援ニーズの変化に応じてケアプランを作成し、ご本人・ご家族とともに生活支援の目標を定めます。

④ ケア計画に沿ったケアの実施

ご本人・ご家族とともに作成したケアプランに基づき、一人ひとりの心身の状態に応じた適切なケアの提供に努めます。

⑤ 家族・地域との連携

家族及び地域住民とのネットワークの支えにより、重度化しても尊厳ある生活を保ち、「生活の質」が維持できるよう家族・地域との連携に努めます。

3、重度化対応に関する各職種の役割

【管理者】

- ・看取り介護の総括責任者の任命
- ・職員への指針の徹底
- ・職員に対する教育・研修

【看護職員】

- ・主治医または協力病院との連携（管理者と協力しておこなう）
- ・重度化に伴い起こりうる処置への対応
- ・疼痛の緩和
- ・緊急時の対応
- ・定期的なカンファレンスへの参加
- ・心身の状態のチェックと経過の記録

【計画作成担当者】

- ・継続的な家族支援
- ・多職種とのチームケアの確立
- ・定期的なカンファレンスへの参加
- ・緊急時の対応

【介護職員】

- ・きめ細やかな食事・排泄・清潔保持の提供
- ・身体的、精神的緩和ケア
- ・心身の状態のチェックと経過の記録
- ・快適な住環境の維持

- ・定期的なカンファレンスへの参加

4、看取り介護への対応

ご本人およびご家族との話し合いや意思の確認をし、当事業所で看取り介護を実施する場合は、その受け入れの可否を含めて検討し、体制を整えこれに対応します。

5、職員に対する教育・研修

利用者の重度化に対応するための介護技術、専門知識の習得を目的とし、介護の質の向上を目指し、教育・研修を実施します。

そのため、施設内の研修会や外部研修会への積極的参加を推進します。

- ・フォローアップ研修会 月1回
- ・全体研修会 年4回
- ・その他不定期で外部研修への参加

*研修内容として

介護技術・看取り介護・褥瘡予防・口腔ケア・感染予防・権利擁護 など

6、入院中における居住費・食費の取り扱い

- ・居住費については、入院期間中であっても当施設に在籍をしている間は算定の対象とします。
- ・食費については原則として提供した食事について一食単位で計算対象期間とします。

グループホーム 高江の里 看取りに関する指針

1.当施設における看取り介護の考え方

看取り介護とは、近い将来に死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、その方なりに充実して納得して生き抜くことができるように日々の暮らしを営めることを目的として援助することであり、対象者の尊厳に充分配慮しながら終末期について心をこめてこれを行なうことである。

2.看取り介護の視点

終末期の過程においては、その死をどのように受け止めるかという個々の価値観が存在し、看取る立場にある家族の思いも錯綜することも普通の状態として考えられる。

施設の看取り介護は、長年過ごした場所で親しい人々に見守られ自然な死を迎えられることであり、施設は利用者または家族に対し以下の確認を事前に行い理解を得る。

- ① 施設における医療体制の理解（常勤医師・看護職員の配置がないこと、医師とは24時間の連絡体制を確保して必要に応じ健康上の管理等に対応すること、管理者は緊急時の連絡により駆けつけるオンコール体制であること）
- ② 病状の変化等に伴う緊急時の対応については職員が医師との連絡をとり指示を仰ぐこと。夜間においては夜間勤務職員が夜間緊急連絡体制に基づき、えとう内科病院と連絡をとって緊急対応を行なうこと。
- ③ 家族との24時間の連絡体制を確保していること。
- ④ 看取り介護に対する本人または家族の同意を得ること。

3.看取り介護の具体的支援内容

1) 利用者に対する具体的支援

① ボディケア

バイタルサインの確認、環境の整備、安寧・安楽への配慮、清潔への配慮、栄養と水分補給を適切に行なう、排泄ケアを適切に行なう、発熱・疼痛への配慮を行なう。

② メンタルケア

身体的苦痛の緩和、コミュニケーションを重視する、プライバシーの配慮を行なう、全てを受容してニーズに沿う態度で接する。

③ 看護処置

医師の指示に基づき必要な医療行為を行なう。（えとう内科病院、訪問看護ステーションの介入）

2) 家族に対する支援

- ① 話しやすい環境を作る、家族関係への支援も配慮する、希望や心配に真摯に対応する、家族の身体的精神的負担の軽減に配慮する、死後の援助を行なう。

4.看取り介護の具体的対応

1) 看取り介護の開始時期

看取り介護の開始については、医師により一般に認められている医学的知見から判断して回復の見込みがないと判断し、かつ、医療機関での対応の必要性が低いと判断した対象者につき、医師より利用者または家族にその判断内容を懇切丁寧に説明し、看取り介護に関する計画を作成し終末期を施設で介護を受けて過ごすことに同意を得て実施されるものである。

2) 医師より説明

- ① 医師が1) に示した状態で、看取り介護の必要性があると判断した場合、看護職員または生活相談員を通じ、当該利用者の家族に連絡をとり日時を定めて、施設において医師より利用者または家族へ説明を行う。この際、施設でできる看取りの体制を示す。
- ② この説明を受けた上で、利用者または家族は利用者が当施設で看取り介護を受けるか、医療機関へ入院するか選択することができる。
医療機関へ入院を希望する場合は、施設は入院に向けた支援を行なう。

3) 看取り介護の実施

- ① 家族が施設内で看取り介護を行なうことを希望した場合は、介護支援専門員、管理者、連携看護職員、介護職員、管理栄養士等と協働して看取り介護計画書を作成すること。なおこの計画は医師から利用者または家族への説明に際し事前に作成しておき、その際に同意を得ること。
- ② 家族が泊まりを希望する場合は、居室に家族宿泊用のベッド等をセットし家族への配慮をする。
- ③ 看取り介護を行なう際は、医師、管理者、介護支援専門員、連携看護職員、介護職員、管理栄養士が協働で随時に利用者または家族への説明を行い同意を得る。
- ④ 施設の全職員は、利用者が尊厳を持つひとりの人間として、安らかな死を迎えることができるように利用者または家族の支えとなり得る身体的、精神的支援に努める。

4) 看取り介護実施における職種ごとの役割

(所長)

- ① 看取り介護の総括管理
- ② 看取り介護に生じる諸課題の総括責任

(医師)

- ① 看取り介護期の診断
- ② 家族への説明（インフォームドコンセント）
- ③ 緊急時、夜間帯の対応と指示
- ④ 各協力病院との連絡、調整
- ⑤ 定期的カンファレンス開催への参加
- ⑥ 死亡確認、死亡診断書等関係記録の記載

(管理者、介護支援専門員)

- ① 継続的な家族支援（連絡、説明、相談、調整）
- ② 看取り介護にあたり多職種協働のチームケアの連携強化
- ③ 定期的カンファレンス開催への参加
- ④ 緊急時、夜間帯の緊急マニュアルの作成と周知徹底
- ⑤ 死後のケアとしての家族支援と身辺整理

(連携看護職員)

- ① 医師または協力病院との連携強化を図る（管理者との連携）
- ② 看取り介護にあたり多職種協働のチームケアの確立
- ③ 看取り介護に携わる全職員への死生観教育と職員からの相談機能
- ④ 看取り介護期における状態観察の結果に応じて必要な処置への準備と対応を行う
- ⑤ 疼痛緩和
- ⑥ 急変時対応マニュアル（オンコール体制）
- ⑦ 随時の家族への説明と、その不安への対応
- ⑧ 定期的カンファレンス開催への参加

(法人内管理栄養士)

- ① 利用者の状態と嗜好に応じた食事の提供（食事に関する助言）

(介護職員)

- ① きめ細やかな食事、排泄、清潔保持の提供
- ② 身体的、精神的緩和ケアと安楽な体位の工夫
- ③ コミュニケーションを十分にとる
- ④ 看取り介護の状態観察、食事・水分摂取量の把握、浮腫、尿量、排便量等のチェック、きめ細やかな経過記録の記載
- ⑤ 定期的カンファレンス開催への参加
- ⑥ 生死の確認のため、細やかな訪室を行う

5.夜間緊急時の連絡と対応

看取り介護計画書に記入している連絡先に適切に連絡を行なうこと。

6.協力医療機関との連絡体制

当施設は協力医療機関である病院との連携により、365日、24時間の連絡体制を確保して必要に応じ健康上の管理に対応することができる体制をとっている。尚、看取り介護について施設内、ご家族の中で意見がまとまらない場合等においては協力医療機関（えとう内科病院 看護師長）に相談、助言を仰ぐことができる。

7.責任者

夜間緊急対応および看取り介護については、管理者のうち1名を定めて、これを責任者とする。

年 月 日

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービス、(介護予防) 短期利用認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項説明書、入居契約書、個人情報の保護について、グループホームにおける重度化対応における指針、看取りに関する指針の説明を行いました。

社会福祉法人 龍和会
グループホーム 高江の里
所 長 宮崎 眞光

説明者
役 職
氏 名

年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項説明書、入居契約書、個人情報の保護について、グループホームにおける重度化対応における指針、看取りに関する指針の説明を受け、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービス、(介護予防) 短期利用認知症対応型共同生活介護の提供開始に同意しました。

入居者
住 所
氏 名

代理人
住 所
氏 名